

各都道府県介護保険担当課 御中

## 介護保険最新情報

今回の内容

○介護報酬等に係るQ&A (Vol. 2) について

(合計 本紙含め27枚)

vol. 71

平成12年4月28日

厚生省介護保険制度実施推進本部

\* 管下市町村に速やかにFAX送信いただきますようよろしく  
お願いいたします。

事務連絡  
平成12年4月28日

各都道府県介護保険担当課（室）御中

厚生省老人保健福祉局  
老人保健課

介護報酬等に係るQ&A Vol.2 について

介護報酬等に係る質問のうち、都道府県から照会の多いものについて、別添の通りQ&Aを作成しましたので送付します。

各位におかれましては、内容後了知の上、適切に対応していただきますようよろしくお願いいたします。

## 介護報酬等に係る Q & A Vol. 2 一覧

### I 介護報酬関係

#### (1) 在宅サービス

##### ① 共通事項

#### 1 【短期入所サービスと訪問通所サービスの同日利用について】

平成12年3月31日付介護保険最新情報 vol. 59 「介護報酬等に係るQ & A」において、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設を退所（退院）した日及び短期入所療養介護のサービス終了日（退所日）において、訪問看護費、訪問リハビリテーション費、居宅療養管理指導費及び通所リハビリテーション費は算定できないとあるが、退所日において福祉系サービス（訪問介護等）を利用した場合は別に算定できるか。

(答)

別に算定できる。

ただし、施設サービスや短期入所サービスでも、機能訓練やリハビリを行えることから、退所（退院）日に通所介護サービスを機械的に組み込むといった計画は適正でない。

#### 2 【短期入所サービスと訪問通所サービスの同日利用について】

平成12年3月31日付介護保険最新情報 vol. 59 「介護報酬等に係るQ & A」において、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設を退所（退院）した日及び短期入所療養介護のサービス終了日（退所日）において、訪問看護費、訪問リハビリテーション費、居宅療養管理指導費及び通所リハビリテーション費は算定できないとあるが、これは退所日のみの取扱いで、入所当日の当該入所前に利用する訪問通所サービスは別に算定できるのか。

(答)

入所（入院）当日であっても当該入所（入院）前に利用する訪問通所サービスは別に算定できる。ただし、1と同様の考え方から、入所（入院）前に通所介護又は通所リハビリテーションを機械的に組み込むといった計画は適正でない。

#### 3 【同一日に医療保険と介護保険の両方の請求を行うことについて】

午前中に「訪問診療」を実施し、午後に「訪問看護」及び「訪問リハビリ」を行った場合に、医療保険と介護保険それぞれに請求を行うことが可能か。

(答)

医療保険による訪問診療と介護保険による訪問看護（要介護者、要支援者に

行われる訪問看護は癌末期、神経難病など一定の疾病の状態にある場合や急性増悪等の場合を除き、介護保険からの給付となる。）、訪問リハビリが別の時間帯に別のサービスとして行われる場合、それぞれが算定できる。

4 【医療保険適用病床入院の外泊中における訪問通所サービスについて】

医療保険適用病床入院からの外泊中に、介護保険の給付対象である訪問通所サービスの利用は可能か。

(答)

医療保険適用病床入院からの外泊中に受けた訪問通所サービスについては介護保険による算定はできない。

②訪問入浴介護

1 【利用者の身体状況により入浴を見合わせた場合の報酬請求について】

訪問入浴介護サービス提供のため自宅を訪問し、看護婦が血圧等身体状況を確認した結果、入浴を見合わせた場合でも訪問入浴費の報酬は請求できるか。

(答)

訪問入浴を行った場合に算定することとなり、入浴を見合わせた場合には算定できない。

ただし、利用者の希望により清拭、部分浴を実施した場合には、70/100の報酬が請求できる。

③訪問看護

1 【訪問看護ステーションと保険医療機関とが医療保険でいう「特別な関係」にある場合の介護給付費の算定について】

訪問看護ステーションと医療保険でいう「特別な関係」にある保険医療機関において、医療機関が居宅療養管理指導費（介護保険）を算定した日と同一日に訪問看護ステーションの訪問看護費（介護保険）の算定は可能か。

(答)

別の時間帯に別のサービスとして行われた場合、可能である。

2 【事業所休日における利用者負担について】

事業所の休日に利用者の希望により居宅サービス計画に位置づけられた訪問看護を行う場合、現在の医療保険における取扱いと同様に、別途その他負担

金を徴収することはできるか。

(答)

できない。

3【訪問看護に係る特別地域加算】

訪問看護の「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」及び「ターミナルケア加算」の単位数については、特別地域加算の100分の15を加算することはないものとするがどうか。

(答)

貴見のとおり。

4【精神分裂病等の精神障害者の訪問看護について】

精神分裂病等の精神障害者の訪問看護については、医療保険の給付となるのか。

(答)

精神障害者が要介護認定を受けて、要支援又は要介護の認定が行われた場合は、介護保険から訪問看護費を給付することになる。ただし、精神障害者社会復帰施設の入所者への訪問看護（複数の対象者に同時に行う精神科訪問看護）及び、精神科を標榜する保険医療機関が行う「精神科訪問看護・指導料」については、医療保険からの給付となり、介護保険による訪問看護と併用可。

5【痴呆対応型共同生活介護利用者の急性増悪等による訪問看護利用について】

痴呆対応型共同生活介護を受けている痴呆性高齢者が急性増悪等により訪問看護を受ける場合は、痴呆対応型共同生活介護の事業所が全額支払うのか。

(答)

急性増悪等により訪問看護が必要となり、医師の指示書及び特別訪問看護指示書の交付を受けて、訪問看護ステーションから訪問看護を行った場合は、医療保険において訪問看護療養費を算定できる。医療機関においても医師の指示で在宅患者訪問看護・指導料を算定可。

したがって、利用者は医療保険の一部負担を支払うこととなる。

なお、かかる取扱いは特定施設入所者生活介護の利用者についても同様。

6【介護保険訪問看護利用者の急性増悪等による利用について】

介護保険の給付対象である訪問看護を利用している高齢者が、急性増悪等により特別訪問看護指示書が交付された場合は、その間の訪問看護にかかる利用料等は医療保険の算定基準によると思うがどのようになるのか。

(答)

貴見のとおり。

(医療保険における基本利用料は、1日につき250円(4月20日現在)。往復にかかる交通費は実費。早朝・夜間・深夜の訪問看護又は営業時間外(日曜等)の訪問看護を提供した場合は、訪問看護ステーションで決めた特別な訪問看護の利用料を徴収することもありうる。)

7【医療保険から訪問看護を利用した場合の連絡体制加算について】

緊急時訪問看護加算を居宅サービス計画に入れてない利用者が急性増悪等によって主治医の特別な指示書が交付され、医療保険からの訪問看護を利用した場合、利用者の同意に基づき医療保険で24時間連絡体制加算を算定できるか。

(答)

算定できる。

8【月の途中で加算体制の取り下げがあった場合の利用者負担について】

緊急時訪問看護加算の体制が月の途中で維持できず、届出の取り下げがあった場合に、すでに緊急時訪問看護を1回利用した者については緊急時訪問看護加算を算定してよいか。

(答)

当該加算の体制が月の途中から月末まで整わないことになるので、当該加算は算定できない。

9【緊急対応のみの訪問看護を希望した場合の居宅サービス計画について】

利用者が緊急時対応だけの訪問看護を希望した場合、緊急時訪問看護加算のみ居宅サービス計画に組み込むことは可能か。

(答)

緊急時訪問看護加算のみの算定はできない。

10【特別管理加算対象者について】

特別管理加算の対象者で、「ドレーンチューブ又は留置カテーテルを使用している状態」には、流動食を経鼻的に注入している者も該当するか。

(答)

該当する。

11【計画外の訪問看護利用について】

緊急時訪問看護加算を組み込んでない場合であって、計画外の訪問看護を行った場合に、支給限度額に余裕がある場合は、居宅サービス計画の変更で介護保険から給付されるか。

(答)

貴見のとおり。

12【介護保険訪問看護給付対象者のターミナルケア加算の算定について】

介護保険の訪問看護給付対象者が、急性増悪等により「特別訪問看護指示書」の交付を受けて医療保険の訪問看護を利用していた期間に死亡した場合、ターミナルケア加算が算定できるか。

(答)

死亡前24時間以内の訪問看護が医療保険の給付対象となる訪問看護の場合は、「ターミナルケア療養費」として医療保険で算定する。

④居宅療養管理指導

1【居宅療養管理指導と寝たきり老人訪問診療について】

「寝たきり老人在宅総合診療料」と「居宅療養管理指導費」は同時に算定できるが、「寝たきり老人訪問診療料」と「居宅療養管理指導費」は同時に算定できるか。

(答)

算定できる。

2【医師・歯科医師による居宅療養管理指導費の請求について】

医師又は歯科医師の行う居宅療養管理指導については、1人の利用者につき、複数の医師又は歯科医師が算定できると考えてよいか。

(答)

1人の医師及び1人の歯科医師のみが、1人の利用者について1月に1回居宅療養管理指導費の算定ができる。

複数の医師、複数の歯科医師による算定はできない。

⑤通所介護・通所リハビリテーション

1【複数の通所介護事業所の利用について】

介護保険では、利用者が複数の通所介護事業所を利用することは可能であるか。

(答)

可能である。(通所リハビリテーションも同様)

2【通所介護・通所リハビリテーションの時間帯について】